

運動部活動における安全・安心な生徒輸送について

大分県立臼杵高等学校

福 山 浩 史

1 はじめに

大分県高等学校体育連盟調査研究専門委員会では、高等学校における体育・スポーツの健全な普及・発展を図るため、競技力の向上、健康と安全、部活動の活性化等について調査・研究を行っている。

運動部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いにより豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な生徒の育成を図ることができる大きな意義を有する活動である。

運動部活動においては、交通機関の発達や道路の整備が進んだこともあり、県外で開催される大会や練習試合等の参加における移動範囲が広がっているという実態がある。また、長期休業中はもとより、土日や祝日を利用して県外に遠征する機会も増加している。大会参加や練習試合等における生徒輸送では、公共交通機関や貸切バスを利用するとともに、教職員が学校管理のマイクロバスやレンタカーを運転することも少なくない。生徒輸送時においては、練習や試合等の活動中と同様に事故防止の徹底に努めなければならない。

このような中、本県では平成21年と平成23年に運動部活動における生徒輸送時に死亡事故が発生した。大分県教育委員会では、生徒輸送時の安全確保と事故防止の徹底を図るため、安全運転講習会の充実や運転をプロドライバーに委託する費用等の補助などの取り組みを実施している。

そこで、運動部活動顧問を対象とした生徒輸送に関するアンケート調査を実施し、生徒輸送の実態を把握することとした。

2 調査研究の目的

運動部活動における生徒輸送についての実態を把握するとともに、今後の生徒輸送時における安全確保と事故防止を推進する一助とすることを目的とした。

以下の4点について、実態を把握するためアンケート調査を実施した。

- (1) 生徒輸送の実態
- (2) 安全運転意識の変化
- (3) 学校管理自動車運用基準及び部活動における自家用車・レンタカーの使用に関する取扱要領の周知状況
- (4) 安全運転講習会に対する意識

3 調査研究の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 調査方法 | アンケート（無記名）の調査実施 |
| (2) 調査期間 | 平成26年度4月～6月 |
| (3) 調査対象 | 平成25年度に運動部活動顧問に委嘱された教職員 約1,300名 |
| (4) 回収数 | 848名 |

4 大分県教育委員会における自家用車・マイクロバス等の使用に関する経緯

(1) 平成8年度

部活動庁内検討委員会・同専門部会において、①事故防止（活動に係る事故防止、私有車・マイクロバス等の使用と事故防止）、②部活動の将来の方向性等について検討を行う。

(2) 平成9～12年度

関係課との協議を継続

(3) 平成 13 年度

県立学校職員が公務旅行に自家用車を使用させることができるものとした「県立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取り扱い要領」を施行する。

(4) 平成 17 年度

運動部活動で使用するマイクロバスの運転者（教職員及び保護者）を対象とした第 1 回マイクロバス安全運転講習会を開催する。

(5) 平成 18 年度

県立学校における部活動に伴う生徒の安全な輸送のために、学校管理自動車の運行管理に関し必要な事項を定めた「学校管理自動車取扱要綱」を施行する。

(6) 平成 20 年度

県立学校職員の学校教育活動としての部活動において生徒を自家用車に同乗させ引率させることを承認することができるものとする「部活動における自家用車の使用に関する取り扱い要領」を施行する。

県立学校における部活動に伴う生徒の安全な輸送のために、レンタカーの利用を承認することができるものとする「部活動におけるレンタカーの利用に関する取り扱い要領」を施行する。

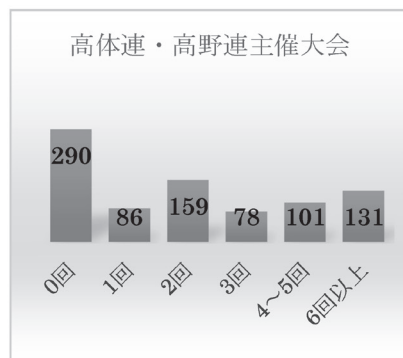
(7) 平成 23 年度

県立学校の部活動における学校管理自動車等による生徒輸送に係る運転者（教職員、保護者等）の負担を軽減し、生徒輸送に係る事故防止を図り、安全・安心な学校部活動を支援することを目的とする「安全・安心な学校部活動支援事業実施要項」を施行する。

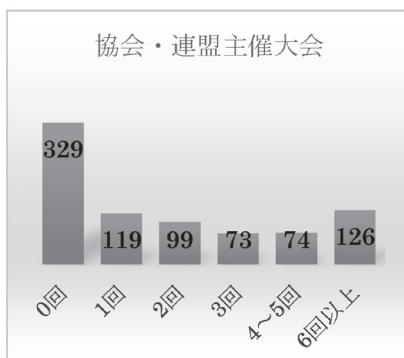
4 アンケート結果及び考察

(1) 平成 25 年度に生徒輸送した回数と方法について

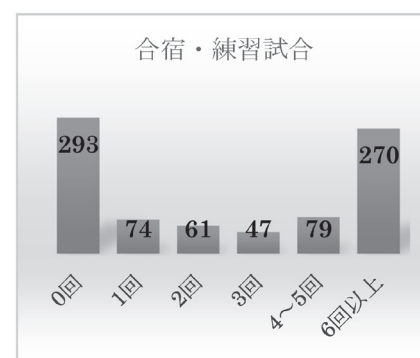
【図 1-1】



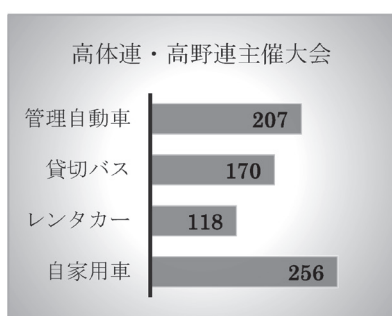
【図 1-2】



【図 1-3】



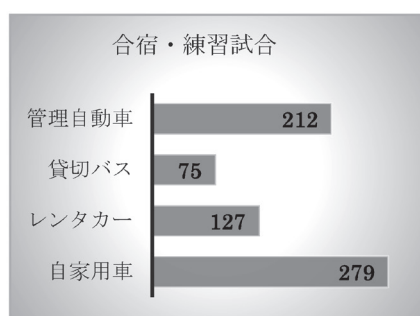
【図 1-4】



【図 1-5】



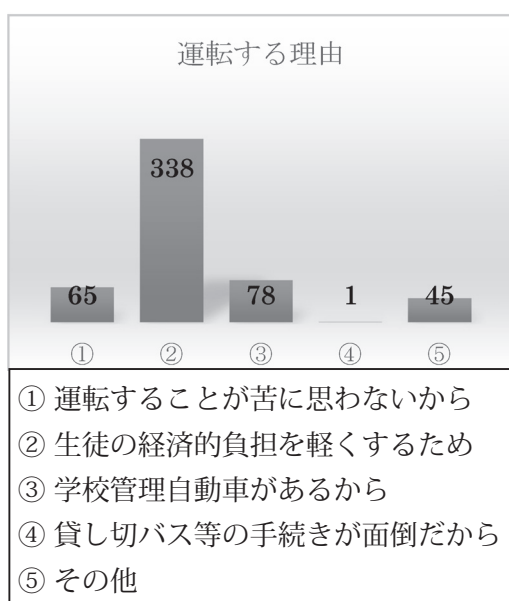
【図 1-6】



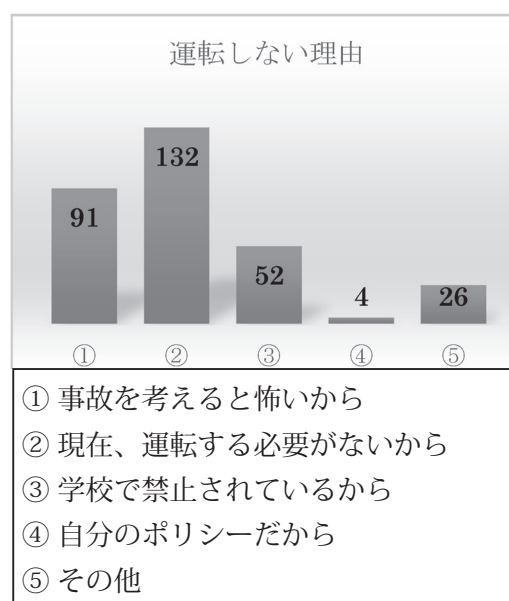
生徒輸送をした回数（図 1-1 から 1-3）については、「合宿・練習試合」の 6 回以上が最も多かった。これは、年間の活動において各種大会に加えて県内外での「合宿・練習試合」を頻繁に行っている割合が高いこと示している。方法（図 1-4 から 1-6）は、「高体連・高野連主催大会」において、貸切バスを利用する数が「協会・連盟主催大会」や「合宿・練習試合」と比べて圧倒的に多いことが特徴的であった。これは大分県教育委員会の安全・安心な学校部活動支援事業の補助対象が公式大会となっていることが要因として考えられる。また、顧問の自家用車による生徒輸送の割合が高いことも特徴的であった。

(2) 自ら運転して生徒輸送をする理由又はしない理由

【図 2-1】



【図 2-2】



運転する理由（図 2-1）は、「生徒の経済的負担を軽くするため」が圧倒的に多く、保護者の経済的負担の軽減を最優先する顧問の配慮が伺える。また、運転しない理由（図 2-1）は、「現在、運転する必要があるから」が多く、続いて「事故を考えると怖いから」が多かった。運転する、しないの理由の結果から、事故のリスクを危惧しながらも、生徒の経済的負担の軽減を優先して運転している顧問も少なくないと推測される。

(3) 以前（概ね 10 年）と比べて、特に気をつけるようになったこと。（複数回答可）

【図 3】



以前（概ね 10 年）と比べて気をつけるようになったこと（図 3）については、「スピード超過」、「前日からの体調管理」、「シートベルト着用」の 3 つの項目が他と比べ多かった。これらの項目は、本県で起こった 2 度のバス事故発生に関わる要因であり、各顧問は事故防止

についての意識が高まっていることを示すものと考え

(4) 取扱要領等の周知

大分県教育委員会では、部活動における生徒輸送に関する運用基準や取扱要領等を定めている。取扱要領等に規定されている事項についての周知の状況が図 4-1 から 4-3 である。

顧問の中には、学校管理自動車や自家用車、レンタカーでの生徒輸送をしない顧問もいることから、いずれも概ね周知されていると考えられる。

しかし、「深夜帰着（午後 11 時以降）とならないこと」については、過半数が知らないと回答しており、周知が必要な項目である。

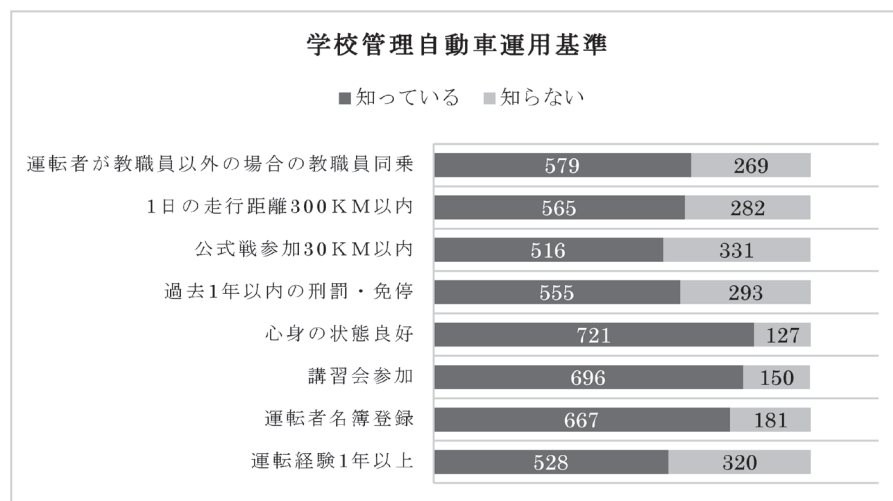
部活動における生徒輸送に関する運用基準や取扱要領等については、概ね周知されていると推測されるものの、「知らない」と回答する顧問も少なくない。部活動における生徒輸送に関する運用基準や取扱要領等を理解せずに運転している顧問がいけないとは言いきれない。各取扱要領等の周知は、必要不可欠であり、事

故防止等に必要な最低限のものである。生徒輸送で運転しないから知らなくて良いというのではなく、顧問として理解していなければならないこととして、各学校での周知を徹底する必要がある。その上で、事故防止等に関する研修会等をとおして、安全・安心な生徒輸送の推進につげていくことが重要である。

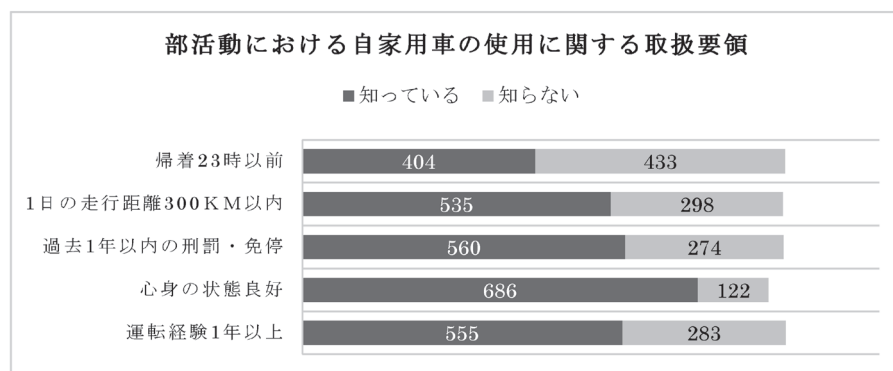
(5) 安全運転講習会

大分県教育委員会では、部活動に利用する学校管理自動車の運転者として届け出をしている者、レンタカー（中型自動車）を運転する者を対象に安全運転講習会を開催している。県立学校関係者については、毎年 1 回の受講を義務づけている。

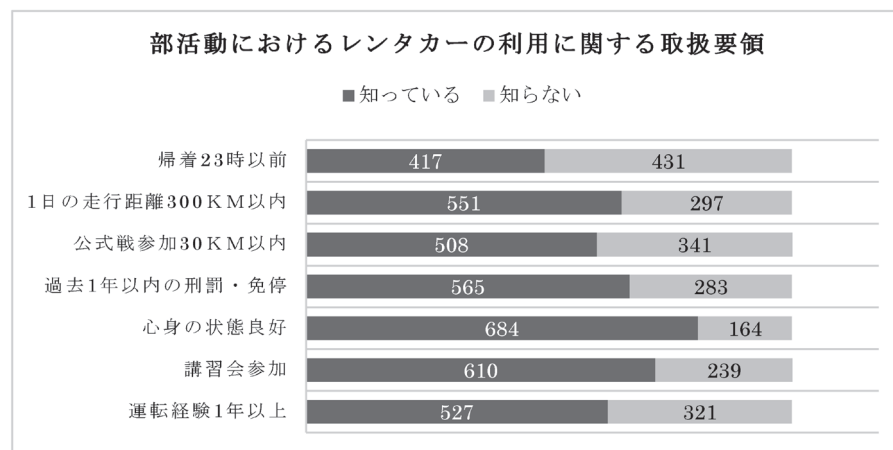
【図 4-1】



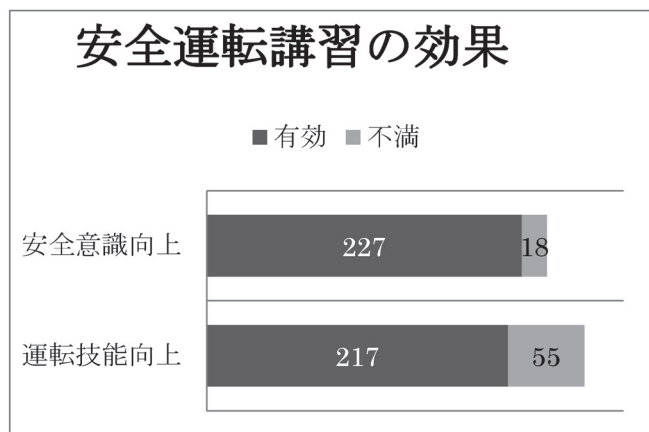
【図 4-2】



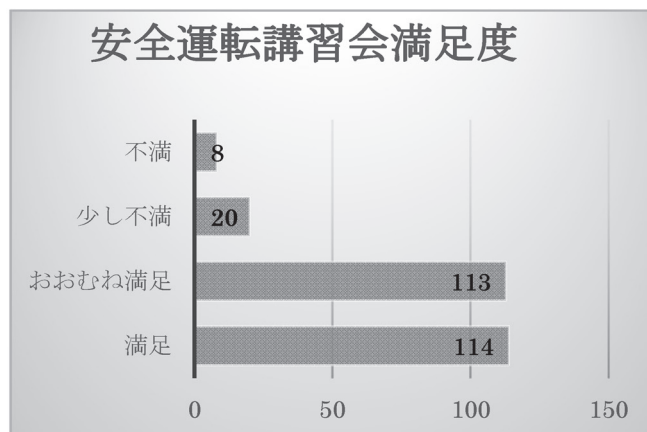
【図 4-3】



【図 5-1】



【図 5-2】



安全運転講習会の効果（図 5-1）については、大多数が安全意識の向上や運転技能の向上に役立ったと回答した。自由回答の中には、「年に 1 回、安全運転を誓う機会になっている」といった回答もあった。また、安全運転講習会の内容に対する満足度（図 5-2）についても、大多数が満足または概ね満足と回答した。毎年の受講を義務づけている講習会に大多数が満足している理由は、毎年同じ講習内容にならないよう工夫していることが考えられる。

6 おわりに

今回の「運動部活動における安全・安心な生徒輸送について」の調査結果から、生徒輸送の実態を次の 4 点にまとめた。

- (1) 生徒輸送の回数は「合宿・練習試合」の 6 回以上が最も多かった。また、貸切バスの利用は「高体連・高野連主催大会」が多いことが特徴的であった。
- (2) 事故は怖いが生徒の経済的負担減のために自ら運転している実態がある。
- (3) 部活動における生徒輸送に関する学校管理自動車や自家用車、レンタカーについての取扱要領等は、概ね周知されているものの、確実に周知を徹底する必要がある。
- (4) 安全運転講習については受講者の大半が満足しており、安全意識の向上につながっている。

大会参加や遠征時の生徒輸送は、公共交通機関を利用することが理想であるが、利便性や経済的な負担を考慮に入ると学校管理自動車や自家用車、マイクロバス等を利用せざるを得ない。その際には、教職員や保護者等が運転することが大半である。

大分県教育委員会では、平成 23 年度から生徒輸送に係る運転者（教職員、保護者等）の負担を軽減すること等を目的に「安全・安心な学校部活動支援事業」を実施している。学校では、教職員や保護者等の負担軽減はもとより、顧問が生徒の指導に集中できたなどの意見も多い。今後も、生徒の経済的な負担と教職員や保護者等の運転に関わる負担の軽減につながるような事業として実施してほしい。

各学校においては、大分県教育委員会の定める部活動における生徒輸送に関する運用基準や取扱要領等について、周知を徹底する必要がある。更には、生徒輸送時の安全確保や事故防止についての研修会等充実も含め、生徒輸送に関わる体制づくりも必要である。

学校及び教職員、保護者等は、痛ましい交通事故を過去の出来事として風化させることなく、二度と生徒を悲しませる事故が起きないように安全・安心な運動部活動の実現に向けて、更なる努力を続けて行かなくてはならない。